

コーポレート・ガバナンスの考え方

経営監督機能を確立し、ステークホルダーの皆様の信頼に応えます。

取締役会の機能強化による経営監督機構を確立し、また監査役会の監査機能強化を図ることによって、財務・経営情報の適切な開示、企業倫理の確立、コンプライアンスの徹底、リスク管理の徹底などを一層推進し、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などさまざまなステークホルダー（利害関係者）の信頼に応えることが、企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関する当社の基本的な考え方です。

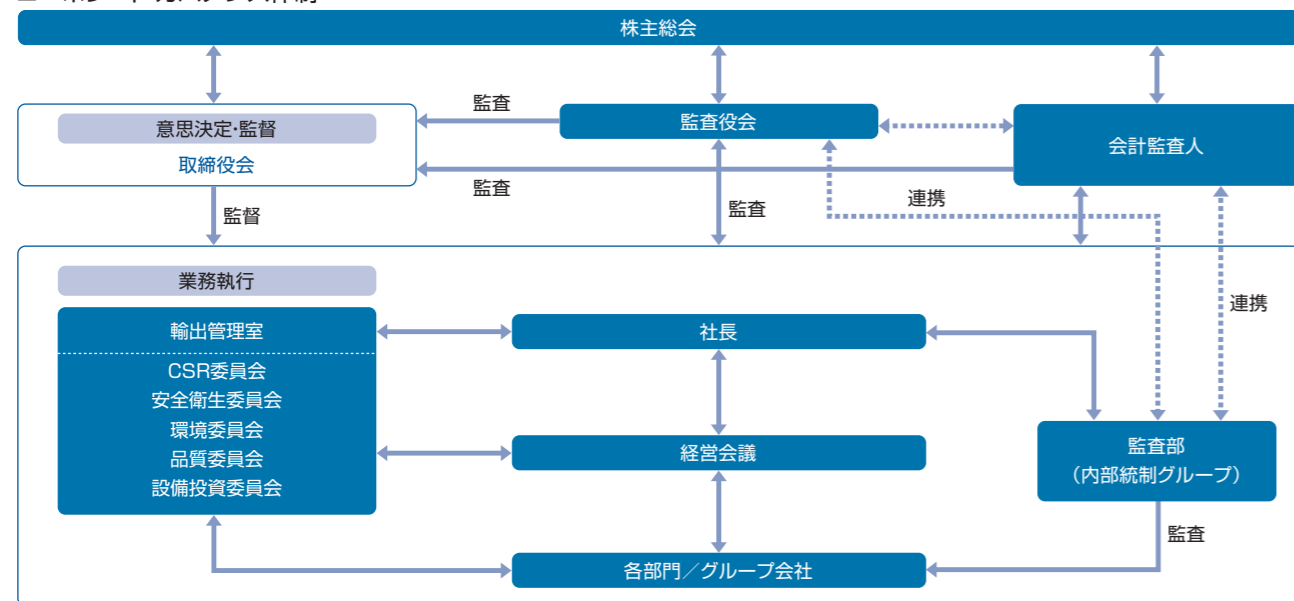
コーポレート・ガバナンス体制

取締役と監査役間で情報共有を図り、徹底した企業統治に取り組んでいます。

●取締役会

取締役会は取締役11名（うち社外取締役1名）と監査役4名（うち社外監査役3名）の出席のもとに毎月開催され、付議・報告基準に則り審議・報告を行っています。また経営層の一層の意思疎通を図るため、そのメンバーのうち常勤取締役の10名と常勤監査役1名による経営会議を毎週開催しています。

コーポレート・ガバナンス体制



●監査役会

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤監査役3名の合計4名で監査役会を構成しています。監査役会は、監査役監査基準に則り、取締役会をはじめ社内の重要会議に監査役が出席するなど、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立した機関として、取締役の職務執行を監視しています。監査役会は、各監査役間の情報の共有化が十分図れるよう、毎月開催しています。

内部統制

内部統制を推進するため、新組織「内部統制グループ」を立ち上げました。

2006年11月に「内部統制推進室」を設置し、本社の管理部長をメンバーとするPMO (Project Management Office) 会議のもと、「本社統制・会社法チーム」「業務統制チーム」「ITチーム」の3チームで内部統制システムの構築・整備を進めてきました。2009年6月、この体制に代わる組織として、監査部内に「内部統制グループ」を設けました。

今後は、これまで構築・整備してきた内部統制システムを活かして、内部統制グループが中心となって、内部統制を推進していきます。

リスク管理

各部門で洗い出したリスクを、全社横断的に管理しています。

当社では、社内各部門・各種委員会・グループ会社にワーキングチームを設け、各部門が洗い出したリスクの評価・対策を実施しています。2009年度からはこうした各部門の取り組みを総務部が全社共通の「リスク管理調査表」に取りまとめ、特に操業に影響を及ぼすような重要なリスクについては、CSR委員会で改善をフォローすることで、全社横断的なリスク管理を行っています。

●BCP(事業継続計画)の策定

事故や自然災害で事業が継続できなくなることは企業の信用リスクに多大な影響を与えるため、当社ではBCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画) の策定を進めています。

その策定の一環として、2009年1月に、工場ごとに地震と新型インフルエンザへのリスク対策マニュアルを策定しました。2009年5月の新型インフルエンザ流行の際には、このマニュアルを踏まえてスムーズに対応することができました。今秋以降の第2波に備え、行動計画や情報収集体制の整備を進めています (P.12参照)。

●コンプライアンス啓発

当社では、2006年から、具体的な行動基準を記載した「コンプライアンス・ハンドブック」を発行し、国内グループの全従業員に配布。これをもとに職場内教育を行い、日常業務に活かしています。2007年からは「独占禁止法遵守マニュアル」も発行、関連会社を含む当社国内グループ会社の全従業員に配布し、日常業務の指針として利用しています。

また、社長による毎年の年頭挨拶のなかで、コンプライアンスの徹底を指示しているほか、2008年8月には、グループ会社新任役員を対象に、取締役の責務・コンプライアンスをテーマとして、また9月には、役員・関係部長・営業部門の従業員に対して、改正独占禁止法、人権、パワーハラスメント、労働者派遣をテーマとした、弁護士による研修を実施しました。さらに11月には、工場新任課長に対し、安全衛生・労務問題をテーマとして弁護士・社内講師によるコンプライアンス研修を実施しました。



パワーハラスメント教育

●反社会的勢力との関係遮断

「寄付・課金検討会」では、すべての寄付行為・広告掲載・団体加入について、対象組織・団体の概要や目的、金額の妥当性などをチェックしてその透明性を高め、反社会的勢力との関係遮断に努めています。

コンプライアンスの徹底

コンプライアンス規程に則り、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

●コンプライアンス規程

当社は、2007年3月に、「コンプライアンス規程」を定めています。この規程では、当社グループに対し、すべての業務を「経営理念」「行動指針」に基づいて行うことを求めるとともに、法令や社内規程、倫理に違反する行為を絶対に行ってはならないことを改めて明記しています。またこの規程では「CSR委員会」が当社グループのコンプライアンスを推進することを定めています。

相談窓口

相談者のプライバシーに配慮しながら、対応しています。

当社は、2005年度、内部通報制度の一環として社内に匿名で連絡できる「企業倫理相談窓口」を開設。2006年度には、これに加えて、専門機関に委託した窓口も設けました。窓口の運用にあたっては「公益通報者保護法」の趣旨に沿ったルールを策定し、グループ会社を含めた全従業員に利用マニュアルを配布しています。

2008年度は「企業倫理相談窓口」に計4件の相談があり、いずれも相談者のプライバシーを最大限に配慮しながら関係者への調査と協議を実施し、対応を完了しています。